

昭和二十五年七月二十四日提出
質問 第三九号

人権擁護に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年七月二十四日

提出者 横田 甚太郎

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

人権擁護に関する質問主意書

一 昭和二十五年七月二十二日の朝日新聞夕刊の報ずるところによると、警視庁捜査二課では二十日夜十一時頃北沢署と共同で、世田谷区北沢二丁目八十九番地木内某の家宅搜索なるものをやっているようだが、右は事実か。事実であれば、この家宅搜索はいかなる手続で、何人の警官が動員され、指揮者はだれで、何時間かかったか。又木内某なる者の本名、年令、家族数、屋敷地坪数、家屋建坪、構造並びに搜索時に人達が受けた心理状況及び搜索の理由、結果を明答されたい。

二 なお新聞紙の報ずるところ、伊藤律が立ち寄ったという聞込みによつて家宅搜索をしたというのも事実か。そのような聞込みをして来た者はだれか。そのようなことで、夜中家宅搜索をやるのであれば、日共員宅並びに政府が理由づけたところは、どこでも、何時でも家宅搜索ができるのか。

政府は、このような手段を用いて、今後も追放者がつかまらないという口実の下に、民家の家宅搜索を続けるつもりか。

右質問する。